

## 令和5年度さいたま市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度さいたま市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		(単位 千円)
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 病院事業収益	26,551,555	△827,838	25,723,717	
第2項 医業外収益	4,586,222	△827,838	3,758,384	

		支 出		(単位 千円)
科 目	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 病院事業費用	30,277,667	△352,756	29,924,911	
第1項 医業費用	28,396,315	△309,419	28,086,896	
第2項 医業外費用	1,216,758	△43,337	1,173,421	

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

事項	期間	限度額
発熱外来用仮設プレハブ賃貸借（追加分）	令和6年度	720

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち

(1) 給与費を13,347,452千円に改める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人